

防災食育センター学校給食調理等業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託件名 防災食育センター学校給食調理等業務委託

(2) 委託概要

ア 児童生徒への安全安心な学校給食（アレルギー対応給食含む）（以下「学校給食」という。）の提供

イ 施設を安全かつ清潔に保全するに当たり、必要な施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 学校給食を提供するに当たり、必要な施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 学校給食を提供するに当たり、必要な車両管理に関する業務

オ 学校給食の配送・配膳・回収業務に関する業務

カ 災害時に防災食育センターにおいて、応急給食（おにぎり、味噌汁）の調理及び市内の指定避難所へ配送、回収に関する業務

キ その他の業務（防災食育センター視察・施設見学対応等）

(3) 委託期間

契約確定日の翌日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

ア 準備期間 契約確定日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

イ 業務実施期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2 目的

本件は、長期的に学校給食調理等業務及び防災食育センター維持管理業務等を委託することで、安心・安全な学校給食を安定して提供することを目的とする。

3 対象施設

(1) 名称 福生市防災食育センター

(2) 場所 福生市大字熊川 1606 番地 1

(3) 竣工年月日 平成 29 年 5 月 31 日

(4) 建物構造

ア 管理棟 鉄筋コンクリート造 2 階建

イ 通常給食調理棟 鉄骨造 2 階建

ウ 食物アレルギー対応給食調理棟 鉄骨造 1 階建

(5) 学校給食受配校数 小学校 7 校・中学校 3 校・そよかぜ教室・不登校特例校

(6) 調理食数

ア 通常給食 約 4,000 食/日（最大調理食数 4,500 食）

イ 食物アレルギー対応給食 約 40 食/日（最大調理食数 100 食）

4 委託料

- (1) 支払総額は、2,092,519,000 円（税込）以内とする。
- (2) 支払方法は月額均等払いとする。
- (3) 委託料は業務を実施する令和 8 年 4 月から支払うものとする。

5 委託内容

- (1) 学校給食用食材検収業務
- (2) 学校給食用食品保管業務
- (3) 学校給食調理業務
- (4) 学校給食配缶・搬出業務
- (5) 学校給食配送・回収業務
- (6) 各小中学校等での学校給食の配膳業務
- (7) 学校給食用食器、食缶、コンテナ洗浄・消毒及び保管業務
- (8) 廃棄物等処理業務
- (9) 施設・設備等清掃及び日常点検業務
- (10) 施設・設備維持管理業務
- (11) 車両管理業務
- (12) 災害時における応急給食調理業務
- (13) その他の業務（防災食育センター視察・施設見学対応等）

6 資格要件

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる（１）～（９）の要件を全て満たすものとし、特に指定の無い場合は、その基準日は公告日とする。

- (1) 福生市の物品買入れ等競争入札参加資格を有し、「病院給食・学校給食」の業種に登録していること。
- (2) 業務を円滑かつ安定して実施するために従業員の確保ができる法人で、学校給食法に規定する義務教育諸学校において、学校給食に調理（学校給食 4,500 食、食物アレルギー対応給食 100 食）、配送及び配膳業務の過去 5 年以上の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されていないもの。
- (4) 特定の者又は政党及び宗教を推薦、支持若しくは、反対することを目的としていないもの。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形若しくは小切手が不渡りになったとき等）にないもの。
- (6) 市の特別職、行政委員会委員及び議員の職にある者が、無限責任社員、役員若

しくはこれに準ずる者、支配人及び清算人になっていないもの。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないもの。

(8) 国税（法人税、消費税）又は地方税（法人事業税、法人住民税）を滞納していないもの。また、その団体等の長が所得税、住民税を滞納していないもの。

(9) 公告日から契約締結日までにおいて、福生市で指名停止措置を受けていないもの。

(10) 企画提案参加有資格者が、契約締結日まで、上記（1）から（9）までの企画提案参加資格要件を満たさなくなったときは、契約締結を行わない。

7 企画提案参加資格確認申請

この企画提案に参加を希望する者は、指定した提出書類一式を、指定した申請場所に申請期間内に提出し、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 令和7年10月1日（水）午前8時30分から令和7年10月15日（水）午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(2) 申請場所 福生市総務部契約管財課契約係（市庁舎第1棟5階）

(3) 提出書類は次のとおりとする。なお、指定書式があるものについては、東京都福生市公式ホームページ(<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>)からダウンロードを行い、A4サイズで作成すること。

ア 企画提案参加資格確認申請書（指定書式）

イ 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（表裏両面）の写し

ウ 学校給食の調理、配送及び配膳業務における累計過去5年以上の実績一覧（任意様式）及び当該実績に掲げた契約書の写し（件名、金額、発注者、調理食数、配送及び配膳業務等の記載のある部分のみで可）

エ 受注した学校給食の調理業務における学校給食センターが、学校給食4,500食及び食物アレルギー対応給食100食の調理能力を有することが確認できる資料（任意様式）

8 審査結果の通知

企画提案参加資格確認の結果は、令和7年10月24日（金）に通知する。

9 仕様書等の貸出し

仕様書等の貸出しは、令和7年10月24日（金）に行う。

10 提案内容

仕様書を踏まえ、「14（1）ア 企画提案書」に沿って提案すること。

11 提案価格

「4 委託料」以内とする。

なお、価格提案書の金額が支払総額で提示している金額を超過した場合は、失格とする。

12 提案に当たっての留意事項

本プロポーザルに係る提示金額には、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額を提示するものとする。

13 質疑の提出及び回答

(1) 提出期限：令和7年11月6日（木）午前10時まで（必着）

本委託の内容等に関する質問は、質疑書（任意様式）をもって行うこと。FAX、E-mail による質問も認めるが、その場合は、契約管財課契約係のFAX番号、アドレスに送信後、電話にてその旨を連絡すること。

また、電話、口頭での質問は受け付けないものとし、質問がない場合はその旨の連絡は不要とする。

契約担当：契約管財課契約係

電話：042-551-1539（直通）

FAX：042-553-4451

メールアドレス：f-keiyak@city.fussa.lg.jp

(2) 回答日：令和7年11月11日（火）午後5時まで

回答は、FAX又はE-mail にて全事業者へ通知する。

14 企画提案書等の提出書類

(1) 提出書類及び必要部数

ア 企画提案書 8部

様式は任意とするが、次の内容を取り入れること。

①運営管理体制について

②衛生管理体制について

③学校給食に関する考え方について

④学校給食調理の対応について

⑤食物アレルギー対応給食調理の対応について

⑥配送業務及び配膳業務の対応について

⑦施設維持管理業務及び車両管理業務の対応について

⑧災害時の対応について

⑨緊急時の対応について

⑩その他本業務の目的達成に必要な提案について

イ 参考見積書（任意様式、年度毎の内訳を含む） 1部

※提示金額は、税込みとしてください。

ウ 会社概要、業務実績書、担当者の経歴書等 8部

①会社概要

②業務実績調書（令和4年9月以降過去3年間の受注実績及び食品衛生法に基づく行政処分の有無等）

③業務従事者調書（資格等）

④業務体制等報告書

（2）提出期限等

ア 提出期限：令和7年11月19日（水）午後3時まで（必着）

イ 提出場所：福生市役所契約管財課契約係（庁舎第一棟5階）

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

15 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

（1）第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書及び参考見積書等を16で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が2社以下の場合は、一次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和7年11月25日（火）予定

（2）第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、16で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和7年12月1日（月）予定

（3）審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、文書で通知する。

イ 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

16 審査基準及び配点

プロポーザルは防災食育センター学校給食調理等業務委託事業者選定評価表に基づき審査する。

17 日程

公告	令和7年10月1日
資格審査受付締切	令和7年10月15日
参加業者決定	令和7年10月24日
仕様書配布	令和7年10月24日
質疑受付締切	令和7年11月6日 10時まで
質疑回答	令和7年11月11日 17時まで
企画提案書等受付締切	令和7年11月19日 15時まで
第1次審査（書類審査）	令和7年11月25日（予定）
結果通知	令和7年11月25日（予定）
第2次審査（ヒアリング）	令和7年12月1日（予定）
結果通知	令和7年12月9日（予定）
契約締結	令和7年12月19日（予定）
調理等業務開始	令和8年4月1日

18 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- （1）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （2）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に著しく適合しないもの
- （3）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （4）ヒアリング等に出席しなかったもの
- （5）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- （6）参考見積書の金額が、4 委託料 を超過したもの
- （7）企画提案締切時に「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス 競争入札参加資格申請の手引き」に定義される関係会社に参加しているもの
- （8）不正な行為又は不誠実な行為を行ったもの

19 契約

受注候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

20 その他留意事項

- （1）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果についての異議申立ては認めない。
- (5) 参加の意思がない場合には、契約管財課契約係に辞退届を提出すること。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 業務体制等報告書に記載した配置予定の責任者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により候補者特定の前に変更する場合には、担当部署に連絡すること。
- (8) 本プロポーザルに提出した資料、選定結果等について福生市情報公開条例（平成 13 年条例第 30 号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。（公開、非公開の判断は、市が行うものであり、非公開を約束するものではない。）
なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の公開とする。

21 担当部署（提出・問合せ先）

福生市役所総務部契約管財課契約係
福生市本町 5 番地 Tel042-551-1539